

国官運安第151号の2  
国自安第71号の2  
国自旅第195号の2  
国自貨第50号の2  
令和3年8月31日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省大臣官房運輸安全監理官

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局旅客課長

国土交通省自動車局貨物課長

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の  
一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底方お願いします。

国官運安第151号の2  
国自安第71号の2  
国自旅第195号の2  
国自貨第50号の2  
令和3年8月31日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省大臣官房運輸安全監理官

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局旅客課長

国土交通省自動車局貨物課長

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の  
一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底方お願いします。

2021/09/06

## 四者通達の改正について

運輸安全監理官、自動車局安全政策課、旅客課、貨物課との四者連名の「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント制度の取扱い」を定める通達について、令和3年8月31日付けにて、以下の2. の改正を実施。

### 1. 四者通達の制定経緯と今般の改正概要

四者通達は、安全管理規程義務付け外事業者に対する地方運輸局若しくは第三者評価認定機関による評価を通じた運輸安全マネジメントの推進を図る目的で制定された後、普及啓発の促進を図る目的で民間機関等が実施するセミナーについて国が認定する制度を追加して現在に至っている。

今般の改正は、主に総力戦で挑む防災・減災プロジェクトに時期を合わせて令和2年7月に公表した「運輸防災マネジメント指針」に応じて、自然災害対応の視点を評価に取り込む措置及び認定セミナーに「防災マネジメントセミナー」の位置付けを実施。

### 2. 自然災害対応関連

- (1) 運輸防災マネジメント指針に伴い、運輸安全マネジメント評価にて、事業者の自然災害の対応状況を確認することを記載。
- (2) 安全管理規程義務付け事業者への評価の担当(本省・地方局)について、「防災の視点を加えた運輸安全マネジメント評価」の推進強化に伴い、地方局が地元の運輸事業者と「顔の見える関係」を築く観点から、本省と地方評価対象事業者の担当区分を見直し。

#### 【本省と地方局の評価対象事業者の担当区分の新旧】

	新	旧
本省	バス:300両以上 トラック:500両以上 タクシー:なし	バス:200両以上 トラック:300両以上 タクシー:300両以上
地方局	バス:200~300両未満 トラック:200~500両未満 タクシー:200両以上	バス:なし トラック:200~300両未満 タクシー:200~300両未満

- (3) 安全管理規程の義務付け外事業者への地方局評価の対象に、災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の事業者を追加。

(4) 認定セミナーの種類に、防災マネジメントセミナーを追加。

(5) その他

第三者評価認定機関による評価制度について「当面、試行的に」の文言を削除し恒久化。(貸切バス更新制の導入に伴う)